

浜松市立高等学校授業料減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立高等学校授業料等に関する条例(昭和38年浜松市条例第50号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づく減免について、必要な事項を定める

(特別な理由)

第2条 授業料の減免を受けることのできる者は、生徒又は当該生徒の学費を主として負担している者が、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 交通遺児等の学費を主として負担している者であって、その生活困窮の程度が次のいずれかに該当するもの。

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の規定に該当する者。

ただし、生活保護法第17条に規定する生業扶助のうち高等学校等就学費が給付されている者を除く。

イ 所得税を納付しないこととなった者

ウ 市町村民税を納付しないこととなった者又は市町村民税の均等割のみを納付している者

エ 国民年金の保険料の納付を免除されている者

オ 同一世帯の者が児童扶養手当の支給を受けている者

カ 同一世帯の者が市町村から就学援助を受けている者

(2) 生活保護法第6条第1項の規定に該当する者。ただし、生活保護法第17条に規定する生業扶助のうち高等学校等就学費が給付されている者を除く。

(3) 生活保護法第6条第2項の規定に該当する者(要保護者)

(4) 生活保護を受けている者と同程度に困窮している者(同一世帯全員の収入が生活保護基準額の1.5倍未満の者)

(5) 里親若しくは保護受給者に委託又は児童養護施設に入所している者

(6) 同一世帯の者が県市町村から授業料の減免又は就学援助を受けている者

(7) 居住する住宅が天災・火災その他の災害により、著しく損害を受けた者

(8) その他特に市長が必要と認める者

(減免額)

第3条 授業料の減免額は、次の各号によるものとする。

(1) 前条第1号から第6号までに該当する者及び第8号に該当する者については、授業料の12分の1に相当する額(以下「月額相当額」という。)に次条第1項に規定する申請書の提出のあった日の属する月から当該年度の最終の月(当該年

度の途中で減免理由が消滅した場合は当該消滅した日の属する月)までの月数を乗じて得た額

(2) 前条第7号に該当する者にあつては、月額相当額に次のアからウまでの区分に応じた月数を乗じて得た額。この場合において、次条第1項に規定する申請書の提出があつた日の属する月から当該年度の末日までの月数よりアからウまでに規定する月数の方が多きときは、当該多き月数に係る授業料の減免は次の年度の例による。

ア 住宅の全壊(全焼) 12月

イ 住宅の半壊(半焼) 6月

ウ 住宅の床上浸水 3月

(減免手続)

第4条 授業料の減免を受けようとする者は、教育委員会に授業料減免申請書(第1号様式)及び家計調書(第2号様式)(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

2 前項の申請書等は、各年度において4月20日まで又は減免理由の発生後速やかに提出しなければならない。ただし、前条第2号後段に規定する場合はこれによらないことができる。

3 教育委員会は、第1項に定めるもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 教育委員会は、第1項の書類を受理したときは、直ちに実情を調査し、必要があると認められた者に対しては減免を決定し、その旨第3号様式により申請者に通知するものとする。なお、提出された書類は受理の日から10日以内にその処分を決定するものとする。

(通知義務)

第5条 授業料の減免を受けている者は、減免を受けることのできる理由が消滅したときは、速やかにその旨を教育委員会に通知しなければならない。

(減免の取消)

第6条 授業料の減免を必要とする理由が消滅したと認められるときは、教育委員会は、減免を取消することができる。

(減免取消後の授業料の納期)

第7条 減免取消後の授業料の納期は、条例第6条の規定を準用する。

(その他)

第8条 その他この要綱に定めのない事項について疑義を生じたときはその都度定める。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。なお、施行日以前の入学生にあつては、改正前の基準を適用することができる。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行し、この要綱の施行の日以後に第 1 学年に入学した者から適用する。